

第6回  
東京都食品安全審議会検討部会会議録

平成17年1月11日（火曜日）  
第一本庁舎42階特別会議室B

午前10時00分 開会

○小川食品監視課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第6回検討部会を開催させていただきます。

食品監視課長の小川でございます。委員の皆様には、早朝からお忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございます。審議会規則第6条の規定に基づきまして、委員の皆様方の出欠状況を確認させていただきます。ただいまご出席の委員は7名で、検討部会員数10名の過半数に達しております。部会開催の定足数を満たしていることを皆様方にご報告させていただきます。

なお、交告委員は、ちょっと遅れるというご連絡がありましたので、ご了解いただきたいと思います。それから、本日、小澤委員と高橋委員は、ご都合によりご欠席というご連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

次に、本日の予定の説明をさせていただきます。本日の予定ですけれども、お手元の次第にありますように、前回の検討部会の審議を踏まえまして修正いたしました検討部会報告案につきまして、ご検討をいただきたいと思います。

それでは、丸山部会長に審議の進行をお願いします。よろしく願いいたします。

○丸山部会長 皆さん、おはようございます。

それでは、本日の審議に入らせていただきます。

前回の検討部会で示されました検討部会報告案、これに対しまして加筆・修正部分が出てまいりましたので、その点につきまして事務局からご説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村食品安全担当係長 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

お手元の資料、レジユメの2枚うしろに、資料1がございます。本日、この資料1に従いましてご説明をさせていただきます。

前回の部会でさまざまな意見をちょうだいいたしまして、その後、年末になりますが、一度加筆・修正したものを送りさせていただきます。さらに若干のご意見をいただきました。それを踏まえまして、最終的に修正をしたものが、本日の資料1でございます。主に加筆・修正をした部分、そして、なぜそのような修正をしたかということについてご説明をしてみたいと思います。

基本的には、去年の第5回の部会報告案と構成は変えてございません。特に今回変えた部分でございますが、まず4ページをごらんいただきたいと思います。アンダーラインを引いてある部分が今回加筆をしたものです。

4ページでございますが、まずこの計画をつくるに当たっての視点ということで三つほど挙げているわけでございますけれども、その(1)食に対する信頼を高めるための施策の充実という部分についての加筆がございます。アンダーラインの部分を読ませさせていただきます。

「食品の安全確保については、国において食品や添加物などによる健康への影響評価が行われ、その評価に基づき法令による規格や基準の整備が図られている。また、都は自治体として法令に基づく規格や基準の遵守について監視指導等を実施している。都民の健康

を守るためには、こうした国との役割分担を踏まえ自治体レベルでの施策の強化・充実を進めるとともに」というくだりになってございます。

ここは、やはり国との役割分担、自治体と国とは基本的にどういう役割分担なのかということを確認するべきではないかというご意見をちょうだいいたしまして、その旨の加筆をしたという部分でございます。いわゆる、国において法に基づく規格・基準が整備をされていると。都は自治体として、そういった法に基づく規格・基準の遵守についての監視指導を行っていくというのが、自治体としての役割であろうと。その部分を明確にしたということでございます。

続きまして、5ページのほうにまいります。視点の2番目、東京の地域特性に応じた施策の展開の部分でございますが、二つ目のパラグラフになりますけれども、「こうした都の地域特性を踏まえ、的確な未然防止施策を展開するとともに、食品の生産地である他の自治体等との連携の推進が必要である。」ということで、いわゆる前段の国との役割分担を踏まえた上で、自治体としての的確な未然防止施策を展開していくべきであろうというご意見に従いまして、この部分を加筆しました。

それから、次の生産地との連携という部分でございますが、東京はいわゆる食品の大消費地でございますので、そういった生産地との連携も十分必要であろうということで、その旨を確認するために、加筆をしたということでございます。

続きまして(3)多様な課題に対応する効果的な施策の推進の部分でございますけれども、この部分につきましては、未然防止のための予防原則というような議論がございましたけれども、いわゆる科学的知見の不確実性、というものも踏まえて都としての未然防止策というものを図っていくのだということを明確にするために加筆をした部分でございます。アンダーラインの部分を読ませていただきます。

「このためには、食品には一定のリスクが常に存在することを前提に、科学技術の進展に対応した最新の科学的知見に基づくとともに、都、都民及び事業者が相互に理解と協力しながら、悪影響の可能性を最小限とする取組を進めていくことが必要である。」ということで、ここがまさに、私ども都が考えております予防原則といえますか、科学的知見に基づく未然防止であるということを、まずこの視点のところで明らかにしておこうということでございます。

それから、二つ目のパラグラフでございますが、これは若干文言整理をさせていただきました。前段で「意見を反映し」というところが二重線で消してありますが、それを後段のほうに持ってきております。「また、都民や事業者など関係者の理解と協力を得て、施策をより効果的に実施するためには、その進捗状況を把握し、関係者の意見を反映しながら計画を定期的に見直すことが必要である。」という形で、若干整理をさせていただいたという部分でございます。

それから、次にまいります。続きまして11ページのほうになりますけれども、四角で囲んだ2というのがございます。生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止という部分で、ここは都の施策を網羅した、施策の体系を示しておりますが、その冒頭の部分でございます。「また」以降にアンダーラインが引いてございますけれども、先ほどと同じように、科学的知見に基づいて未然防止を図っていく上で、さまざまな情報や科学的な知見というものを収集していこうと。そういうことを明らかにするために、このアンダー

ラインの部分を加筆してございます。読ませていただきます。

「また、食品の安全に関する様々な情報や最新の科学的知見を収集・分析し、それらを評価のうえ、健康への悪影響を未然に防止するための施策を国との役割分担を踏まえて進めていくことが必要である。さらに、健康被害等が発生した場合に迅速・的確にその被害の拡大防止や再発防止を図る取組を進める必要がある。」ということで、先ほどの視点の加筆にあわせて、こちらも同じような形で加筆をさせていただいたという部分でございます。

それでは、次へまいります。25ページに飛びますが、ここはいわゆる戦略的プランの部分でございます。施策の体系の中で特に優先的、あるいは重点的に取り組んでいくべき事項をそれぞれプランという形でお示ししている部分でございますけれども、そのプランの6になります。

農産物の生産段階における指導の充実ということで、その具体的な施策といたしまして、「HACCPの考え方を取り入れた農産物の安全な生産方法に関する」という形で従前表現をしていたのでございますが、HACCPの考え方を取り入れたという表現をより具体的にお示しするというので、「安全な農産物を生産するため、有害な微生物による汚染防止や農薬の適正使用などに関するモデルの作成とその普及を図る。」という形に改良をさせていただきました。これはご指摘がございましたとおり、国のGAPに基づくものでございますけれども、そのような部分も踏まえて改正をしたという部分でございます。

続きまして、28ページのほうになります。28ページからでございますが、ここは、いわゆる都が進める戦略的プランに対しまして、都民の方、あるいは事業者の方の協力というものをどのように考えていったらいいかという部分でございますけれども、前回部会でお示ししたときには、都の施策というものが表から抜けておりました。

と申しますのは、前段で都の戦略的プランというものの考え方をまとめていただいておりますので、ここには事業者の方の取組と、それから都民の協力という形のものだけを挙げておりましたが、やはりその表組みの中には、「都の施策」というものがまずあって、改めて「事業者の取組」であるとか、「都民の協力」というものを記述したほうがよりわかりやすいというご指摘がございましたので、改めまして、ちょっと前段の戦略的プランと重複する部分にはなりますが、「都の施策」というものを表の一番上のほうに掲げさせていただきます。

都の施策といたしまして、「事業者の自主的な安全管理や情報提供を促進する施策の推進」、それから「食品衛生自主管理認証制度の促進」、それから「生産情報提供事業者登録制度の普及」という形です。

それから、下の図でございますが、前回の部会ではベン図のような形で、丸い輪が三つ重なるような形でお示しをしていたのですが、いわゆる都と都民と事業者というのが並列ではなくて、都の施策というものがまずベースにあるべきなのではないかというご指摘をちょうだいいたしましたので、都の施策というものをベースに置きまして、それに対しまして事業者の方の取組でありますとか、都民の協力というものがどのような形で関係づけられるのかということ、改めてそのような図にお示しさせていただいたというものでございます。

それから、都民の協力の部分でございますけれども、都民の方も食品の安全というもの

につきましては、やはり最終的な消費という立場から一定の役割というものがあるのではないか、その部分をやはり明確にするべきではないかというご指摘がございましたので、都民の協力の一番下の３点目でございますが、アンダーラインを引いてある部分があります。「食品の特性に応じた適切な保存、調理、喫食などの励行」ということで、購入された後、速やかに食べていただくとか、食べるに当たってのきちんとした加熱調理でありますとか、冷蔵保存でありますとか、やはりそういう役割というものが都民にもあるんだろうということで、加筆させていただいた部分でございます。

それでは、２９ページになりますが、２９ページのほうは、今、申し上げたようなことから、都の施策というものを表の一番上に置かせていただいたということ、それから同じように、都の施策というものをベースに置きまして、それぞれ関係者の取組、役割の関係というものを図で表現させていただいたという変更点でございます。

それから、次は３０ページになりますが、３０ページも同じように、都の施策というものを一番上に置かせていただいております。それから、都民の協力の部分でございますが、一番最後の項目のところにアンダーラインを引いてございます。

これは、前回の部会の際にリスクセンスというような言葉が出てまいったかと思いません。都民にとってもリスクセンスというものを養っていく、そういうことが必要ではないかというご意見があったかと思いません。

リスクセンスという言葉はまだ新しい言葉で、そのまま使うというのは都民にとってわかりにくい、あるいは若干誤解を与えるような表現になるというようなことも考えまして、アンダーラインの「食品の安全について自ら考え、正しく理解し、行動することへの努力」というような形での表現をさせていただいたという部分でございます。

図のほうは、前のページと同じです。都の施策というものをベースに置いて、それぞれの関係者の役割というものを図で表現させていただいたという部分でございます。

今のような加筆部分を含めまして、３１ページの表のほうも、今申し上げたような事項を追加させていただいております。それぞれご確認いただければと思います。

それから、あと文言ですが、若干定義を変えた部分がございます。先にちょっと後ろのほう、４９ページになるんですが、お聞きいただきたいと思えます。用語解説の部分ですけれども、「健康食品」というものが冒頭に挙がっているかと思えます。

従前、「いわゆる健康食品」対策ということで、この記述をさせていただいたわけですが、健康食品というカテゴリーの中には、下のほうに図がございますが、国のほうで規格・基準を定めまして、その規格・基準に合致しているもの、あるいは国のほうでその規格・基準に合致しているというのを認めたものとしまして、「保健機能食品」というカテゴリーがございます。そのほかに、健康によいと称して売られている、「いわゆる健康食品」というような二つのカテゴリーがあるわけでございます。ご存じのとおり、「いわゆる健康食品」の中には、例えば薬の成分を含むものでありますとか、そういうもので健康被害が起こっているものもございます。

従前、この「いわゆる健康食品」という部分についてのみ記述をしていたのですが、国のほうで健康食品全体の見直し等も図られておりまして、今後、国が認可するというような形ではなくて、国が定めた基準を満たしていれば特定保健用食品としての表示ができるとか、そのような改正も今見直しが進められているという状況でございます。

そういたしますと、やはり今後、この計画は5か年計画ということでございますので、保健機能食品等も含めての対策も、都として進めていくべきではないかという考え方がございます。

したがって、「いわゆる健康食品」というカテゴリーではなくて、「健康食品」というような全体のカテゴリーの対策というものを広く考えていくべきなのではないかということで、若干定義を変えさせていただいております。

具体的には、25ページのほうをご確認いただきたいと思います。そちらのほうでプラン8といたしまして、いわゆる健康食品の安全対策の充実というような言葉を使っていたのですが、今申し上げましたような理由で、「健康食品」の安全対策の充実というような形で変えさせていただいて、幅広く対応をとっていただくというような形での整理をさせていただいております。

今申し上げましたのは戦略的プランの部分でございますが、その前段としまして、いわゆる基本的なプランの部分でも健康食品対策というのが出てまいります。そちらのほうもあわせて同じような形での表現に統一をさせていただいております。

改正の部分につきましては、以上でございます。

○丸山部会長 どうもありがとうございました。

今日の審議は、今ご説明いただきましたように、今まで5回にわたって色々検討してまいりましたものの最終的な調整という意味合いでございます。アンダーラインのところのみを説明いただきましたが、そのほかのところについては、今まで随分審議をしてまいりましたので、今日はこの、今、ご説明いただいたアンダーラインのところについて討議をいただき、この部会としてのまとまりをつけていきたいと考えております。どうぞご質問なり、ご意見なりをいただきたいと思います。そのときに、何ページのどの部分というご指摘をいただいて、ご発言いただくと、ありがたいと思っております。

どうぞ、ご意見を出していただきたいと思います。

林委員、どうぞ。

○林委員 予防原則についてですけれども、前回ちょっと時間切れみたいな形で交告委員から問題提起がされまして、うまく議論が進まなかったのかなという気がします。今のご説明の中では、11ページとその前の5ページで予防原則的な考え方を取り込んだというご説明がありましたけれども、確かにそのように読めば読めないことはない。けれども、中村さんの今のご説明の中にも不確実性という言葉がありましたので、そういう科学的知見の不確実性というカテゴリーを、5ページなり、今の書きかえられた11ページなりで明確にお書きになったほうがよろしいと思います。かなり接近はしてきたとは思いますが、そう説明されればわかるのだけれども、しかしこの文章を読んだだけではなかなかやはりそのところがすっと落ちないという感じがします。それが一つです。

それからもう一つは、小さな話かもしれませんが、28ページとか29ページに、都民の協力の中に「励行」という言葉が出てくるんですね。これをもう少しいい言葉に置きかえられないだろうかという気がしますね。ちょっと古いといいますか、少し強制力が働くような感じがしないでもない。そういうニュアンスがあるという感じがありますので、もう少しいい言葉がないでしょうかということなんです。

それから、最後の用語解説のところですが、こちらの政策のほうでは、いわゆるGAP、

農業のHACCP的な取組ですね。そういうことをやると書いてあるわけですから、用語の中でもその解説があると、より理解が進むのではないかと思います。

以上です。

○丸山部会長 ありがとうございます。

3点ほどあるんですが、まず終わりのほうから。GAPの用語解説という点はいかがでございませうか。

○中村食品安全担当係長 おっしゃられるとおりで、GAPの用語解説は抜けているかと思しますので、その用語解説と、それから今回お示したプランの中身の関係、その辺は用語解説の中で明らかにしていきたいと思えます。

○丸山部会長 では、2番目の、励行という言葉について。まず林先生、何か適当な言葉はありませんか。

○林委員 いや、ちょっと今、思い浮かびません。

○丸山部会長 励行という言葉が何かこう強制的な意味があるのではないだろうか、もう少しいい言葉というのに置きかえられればベターだというお話でございませうが、いかがでございませうか。励行、確かに古い。

○林委員 ニュアンス的にちょっと、若い人たちにはわからないでしょう。

○丸山部会長 何て言うんでしょう、こういうのは。

○中村食品安全担当係長 今回の中では、励行という言葉と、それから努力という言葉と二つ使っているんですが、努力に向けて取り組むというようなことで「励行」としました。もし委員の先生からより良い言葉をご披露していただければ、事務局としては非常に助かるのですが。

○丸山部会長 消費者の、あるいは都民の協力というようなところですが。湯田委員もこういうお仕事は日常的にやっぺらっぺらいますか。

○湯田委員 今、ちょっと思いつかないんですけどね。

○交告委員 この局面なら、「心がけ」でいいんじゃないですかね。

○丸山部会長 喫食などを心がけ。

事務局、今いただいたご意見も含めて、もう一度ここを……。励行というのは皆さん、できたら変えたほうがいいのではないかとこの雰囲気でございますので、今の心がけという言葉も含めて、事務局のほうでもう少し、今の人にわかるような言葉をご検討いただきたい。

○中村食品安全担当係長 はい、わかりました。ありがとうございます。

○丸山部会長 それから、5ページに関係する予防原則ということ、これも林委員はずっと一貫してご発言をいただいておりますが、私の理解では、都としては、予防原則という言葉そのものを使うといろんな意味で難しい面が出てくるということから、この5ページのアンダーラインにありますような、「一定のリスクが常に存在する」という認識を持って臨むことが大事だと。それが林委員のおっしゃっている予防原則というものに通じるんだ、中身としては同じなんだろうと。まあ表現は若干違いますが、事務局のほうでは苦勞なさってこういうふうな表現をされたんだろうと私は理解したんですが、さらに今の林委員のご発言に対して、小川課長のほうからご説明いただければありがたいです。

○小川食品監視課長 私のほうからご説明いたします。

私どものほうでは、条例のときの議論からもいろいろとその辺につきましてはご指摘いただいておりますけれども、基本的に条例のときの考え方を踏まえて、こういうような表現にできないかなと考えた次第です。

なぜかと申しますと、条例は、リスク分析という考え方を導入して、つくられております。リスク分析という考え方を導入した背景には、環境分野からの動きを受けて、不確実性とか予防原則とか、そういうものを食品の安全の中に盛り込めないかというような動きが国際的にあったわけです。けれども、それを突き進めてしまうと、現状と合わないことが起こってしまうので、いわゆるリスク分析という考え方を取り入れて、それで各国がその取組を始めたということがあったと、私は認識しております。

そういう考え方に基づいて条例を策定し、また推進計画もその条例の考え方に基づいて策定していくという大きな流れの中で、こうして皆さん方のご意見をいただいているところでございます。

このような、常に食品には一定のリスクが存在するというを前提に考えるとすれば、私どもは決してこれまでの科学的な知見に一辺倒なわけではなくて、常に見直して最新の科学的知見を取り入れて行政を進めていくんだという考えを、私のほうは込めたつもりでございます。

それから、前回の部会のときのご意見の中に、科学的知見の中には、当然、不確実性というのは含まれているというご意見もあったかと思えます。ただ、その辺のところを明確にするかしないかの問題だと思うんですけれども、私ども、食品衛生行政から、今、食品安全行政になっておりますけれども、科学的知見というのが、私どもの行政を行う上での最大のベースでございます。例えば、違反食品の認定は、検査によって確認しなくてはなりません。それによって行政処分等も行っております。

そういう観点から、今、私どもがよりどころとしている科学的知見というものの中に、あえてその不確実性があるんだということを言及してしまいますと、その辺のところを十分認識されていない方が、何か非常に不安になったり、また新たな誤解を生じるというようなことが起こってきてしまってはいけないかと思えます。私どもといたしましては、この考え方の中に、やはり常に一定のリスクが存在するんだ、いわゆるゼロリスクではないんだ、それは科学的知見によってもまだわからないところがたくさんあるんだ、そういう思いを込めて、この表現を使わせていただいたということでございます。

○丸山部会長 今、事務局の小川課長から直接ご説明いただいたんですが、初めてではなく、この考え方というのは今までに何回もお答えいただいているんですが、予防原則という言葉そのものを使うということが、都としては今のところできないんだというご説明、それを最大限、この一定のリスクが存在するという、それを科学的にどう説明し、その科学的な知見に基づいてそれを実践していくかというふうここに表現したという説明なんですが、林委員、いかがでございませうか。これはやはり、その予防原則という言葉を使うことが必要だということでございませうか。

○林委員 いや、私はもう大分妥協しております、予防原則という用語は、使わなくてよろしいですよ。ただし、科学的知見には不確実性が伴うんだということは、やはり言うておいたほうがいいのではないかとことです。

なかなか率直にご説明いただいたと思うんですけれども、しかし、リスク分析の中でリ

スクコミュニケーションが重要な位置を占めるということは、やはりそういう不確実性があるということをお互いに理解していきましょうねという話なわけで、そこにふたをしてしまうと、リスク分析そのものの全体のプロセスがうまく進まないのではないかなと思うのです。そのところはもう少し明快に言ったほうがよろしいのではないかなというのが私の意見です。

ほかの委員の方々のご意見も聞いていただければ。

○丸山部会長 林委員、不確実性があるということが、一定のリスクが常に存在するという表現にここではなっているんだろうと思うんですね。この表現では、やはり不確実性の存在というものをあらわしていない、あるいは、これでは不十分だと林先生はおっしゃっているんだろうと思うんですが、いかがでございますか。

○林委員 今のように説明をされればわかりますけれども、この文章を読んだ限りでは、やはり私でもわかりませんね。そういう含みがあるということは、わかりません。

○丸山部会長 ほかに、この点についていかがでございますでしょうか。

○松田委員 この文章を読みますと、先ほど説明にあったんですけど、リスク分析の中でとらえられているリスクというようなことで考えると、これはちょっとおかしいと私は考えています。

一定のリスクが常に存在する。リスクというのは、要するに、どういうハザードがあって、被害がどれだけ大きいのか、その確率はどうかというのを、きちんと科学的にわかっているものをリスクとして、リスク分析の対象にするわけですよ。予防原則にひっかかってくるのは、そのリスクじゃない、リスクかどうか分からない、そういうものがひっかかってくるはずなんです。

この辺でリスク分析と予防原則との関係がどうなっているのかというのは、まだ国際的にもきちんと整理されていない部分なので、何とも言えないんですけども、こういう形で、一定のリスクが常に存在するというのは、これは言い切れないことなんです。存在するかどうか分からない、だから予防原則が必要なんだ、そういうとらえ方が必要だと思います。

先ほどからの議論で、林さんが、これじゃちょっとわからないと言っているのは、要するにわからないリスクがあるんだと。まだきちんと科学的にも説明のできないようなリスクというのが多分いっぱいあるんじゃないかという、その辺のことがここからは全然読み取れないんですね。一定のリスクが常に存在する、何かあったようなリスクが存在するかのよう、そういう気もするんですけども、それ以外にわからないことというのはまだまだいっぱいあります、何が危険なのかよくわかりませんということが読み取れるような文言がどこかに入っていればいいのかと思います。

リスクが存在する可能性があるとか、可能性は否定できないとか、長ったらしくなっていて、かえって混乱するかもしれないんですけど、そういうような表現がどこかにあったほうがいいのかと思います。

○丸山部会長 これに関して、ほかにご意見ございましょうか。交告先生、いかがございましょうか。

○交告委員 前回までの討議だと、林先生と私は意見が違うんじゃないかと思っていたんですけど、今日お話を伺っていたら、林先生と同じだなということがわかりました。

林先生は、科学的知見の不確実性を盛り込んだほうがいいとおっしゃっていたんですが、要するに、科学的知見が不確実だということは、まだよくわかっていない、例えば水俣病の原因がウイルスなのか有機水銀なのかはまだわからないという段階があったわけですが、それを林先生のお言葉で言うと、科学的知見の不確実性ということになると思うんですが、私はそれは、水俣病の原因がわかっていないということが、その時点での科学的知見なんだと考えているわけなんです。

しかし、そういうふうに普通の人は受け取ってくださらないだろうと思うんですが、そういうふうに考えないと、実際に動く制度というのはなかなかつくれないと思うんですね。

ですから、科学的知見というと、黒か白かわかっているということを意味しているように思われるんですが、白だと思ってやっても実は黒のこともあるんだということを、いつも都民に認識していただかないと、何か事件がある度にとりあえず謝ってその場限りの解決を図るというのをずっと繰り返していかないといけないことになってくるんです。そうではなくて、白だと思ってやっているんだけど黒になってくるかもしれないということを、常に気づいておいていただかないといけないということなんです。

ですから、先ほどの小川課長の説明は、少しやっぱりがっかりしたんですよね。私はむしろ林先生のように、科学的知見の意味をきちっと書き込んでいただいたほうがいいんじゃないかと思うんです。

松田先生のご意見というのは、もっと早く伺っておいたほうがよかったと思うんですが、結局、松田先生のお考えで言うと、例えば携帯電話の電波が脳に悪いかどうかということは、まだリスクの領域にも入ってきていないということになるんでしょうね。でもこの場合、携帯電話の電波が脳に悪いかどうかということはまだわからないというのが科学的知見なんですよね。

○松田委員 そうですね。

○交告委員 はい。ですから、そういうときにどうするかが問題です。

そういうときは、まだ行政としては携帯電話を製造禁止するなんていうところまではとても行けないということなんだけれども、科学的知見としては、危ないという意見もあるが、危ないかどうかはまだよくわからない状態なんだということなんですよね。

○松田委員 そうですね。

○交告委員 ですから、それは都民も承知しておかないといけないということなんですよね。

○松田委員 そうです。

○交告委員 はい。だから、携帯電話なんか使わないという選択をする人が出てきてもいいんだと。

○松田委員 はい。

○交告委員 そこがきちっとわかるような説明が必要だということになりますよね。

○松田委員 そうですね。

○交告委員 はい。それをどう説明したらいいかというのは、ちょっとうまくまだまとまらないんですが、松田先生のようなリスクというお考えだと、5ページのこのリスクという言葉をもうちょっと何か変えるということは考えられると思うんですけど、ちょっと

まい知恵が浮かびません。

○丸山部会長 ありがとうございます。

確かに松田先生がご指摘のように、リスクというと、何かわかり切っちゃったものが厳然としてあるよと。それだけではなく、食べ物に含まれるいろんな危害、そこから発生してくるような、いわゆる先ほどの言葉で言えば、不確実性というものがもっとあるんだよと。そういうことを十分踏まえてということ。それを、リスクが常にといい、こういう表現では正確ではないということをおっしゃっていただいたんだと思います。

確かに、常にこういうリスクがあるだとか、ゼロリスクだという、そういう言葉だけがどんどんいろんな話の中で出てくるんですが、松田先生のご指摘のように、このリスクという言葉はもう少し正確に使わなければいけないんだろうと思うんですが、小川課長、どうですか。

○小川食品監視課長 リスクという言葉の理解なんですけれども、なかなか難しい概念なんですけど、私どもは、安全性に関して常にグレーゾーンにあるものをリスクというふうに考えております。要するに、白に近い灰色と、それから黒に近い灰色、それが常にあるわけでございますので、そういうものをリスクと私どもは考えております。いわゆる程度と確率、要するに危害が発生する大きさと確率ですが、そういう言い方をしても、一般の方はリスクということについてよくご認識いただけないものですが、かといって、このリスクという言葉を的確に表す日本語がないか、いろいろと考えたり、調べてみても、適切な言葉が見つからないんだと思います。

そういう関係から、リスクという言葉を使うこと自体も非常に難しいかと思っております。リスクコミュニケーションという言い方もわからないので、何か日本語がないかということも国のレベルでもいろいろと言われているのですが、やはり非常に難しいという状況でございます。今の先生方のご意見の中でも、リスクというとらえ方についても、少し幅があるのかなという印象を受けました。

そういう状況なので、私どもとしましては、不確実性という表現をあえてとりたくなかったわけでございます。不確実性という言葉は、端的な言いあらわしかたをしているかと思うんですけれども、ひとりで歩いてしまう場合もございます。一応行政としましては、そういう表現というものをに入れてしまうと、なかなか後々のリスクコミュニケーションのところまでいろんな話が及んでくる可能性がありますので、私どもとしましては、ここでは、一定のリスクが存在するという、こういう表現を使ったわけです。けれども、リスクという表現の中にもうちょっといい解釈とか表現方法とか、そういうことがあれば、私どもの方も教えていただきたいと、今はそういう考えでございます。

○丸山部会長 ありがとうございます。

ここで、一定のリスクが常に存在するという表現は、あまり適切ではないというのが皆さんのご意見だろうと。そのリスクという言葉が、まだ一般の都民の方にそういう言葉を使ったときにご理解が十分でない、そういうふうに解釈できる方がそう多くないとなれば、やはりここで、一定のリスクが常に存在するという表現よりかは、ここはもう少し長くなってもいいから、また、都では不確実性という言葉も使うということに対してかなり抵抗があるというのであれば、今、少し前に小川課長が説明してくださったようなことをもう少し縮めて、ここの1行に入らなくても結構ですから、要は、食品を介して事故が発生す

る可能性というのが常に存在するんだ、食品というのは潜在的にそういうものを持っているんだということを認識することを前提にというような、何かそうしたもう少しわかりやすい表現というものにしてはどうかと感ずるんですが、いかがでしょうか。

○林委員 この段階でまたリスク論を始めると大変時間がかかってしまうので、まとめ方を考える必要があると思います。

ただ、何のためにこんな議論をしているかというのと、ちょうど今、水俣病のお話が出たので、あれが一番いい例だと思いますけれども、有機水銀なのかウイルスなのかということがはっきりしないで、それがために手を打たなかったのが、あれだけ被害が広がってしまったということですよ。

ですから、そういうはっきりしない段階でも、やはり安全のほうに振って対策をとるという構え方が非常に重要だろうと私は思っているんで、そういうところがぶれちゃうと、これは困りますということだと思っんです。

表現の仕方としては、国の食品安全委員会のリスクコミュニケーションに関する文書がありますね。小川課長も参加されてつくられた。あの中で、私たちは一生懸命調べているけれども、まだわからないことがたくさんあるんだという趣旨のくだりがあります。つまり、わからないことが、まだたくさんあるんだと。だから、より安全なほうに振って対策をとっていくんだということが、どこかに書かれるべきだろうと思うのです。

不確実性という言葉が適切でないと思われるんだしたら、わからないことがまだあるんだということを、はっきりとどこかで書くべきだろうと思います。

○丸山部会長 私から、余計なことかもしれませんが、原因がわからなければ動けないんだというのでは、これは公衆衛生にならないのであって、原因がはっきり何かに特定できなくても対策を出すというのが、公衆衛生であり、公衆衛生行政だろうと思っんです。ですから、原因がはっきりしなくてもいいわけです。そういう疑いのあるものについては、行政も動かなければいけないし、消費者もそれなりの考え方で行動しなければいけないが出てくるわけですが、それをこの1行のところはどう表現するかというところなんですよ。

それは、今までのリスクというような言葉では正確ではないでしょう。また、不確実性というような言葉を使うということもなかなかできにくいのであれば、やはりこのところを、今、林先生がおっしゃったような考え方をに入れて、少し長くてもいいからそういう表現をしていったほうが、都民にとってわかりやすいですから、そういうふうに変えていくということで。今もしここで適切な表現が出てこなかったら、事務局のほうでもその辺を整理していただいて、本会のほうに提案していただくというようなことでもいいのではないかなと思っんですが。いかがでしょうか、事務局。

○小川食品監視課長 わかりました。その辺の表現につきましては、またちょっと検討させていただきます。委員の皆様にもまたご報告したいと思います。

○丸山部会長 このところは大変大事なところなんです。キーポイントなんです。ですから、うやむやにしたくないんです。このところは、ちゃんとしておきたい。

はい、どうぞ。

○小川食品監視課長 ちょっと補足させていただきますけれども、私どものほうといたしましては、過去の経緯として、食品安全条例の直接請求があったときに、厳しく後追い行

政ということが指摘されました。

つまり、事故が起こってからしか対応ができないのではないかということをおっしゃって、非常にそのところを強く指摘されたものですので、東京都の姿勢といたしましては、もともとその時代から未然防止という考え方を取り入れています。例えば先行調査という事業があるんですけども、私ども行政レベルで、大丈夫かなというような情報をキャッチいたしますと、それがいいかどうか分からない段階で調査をかけてしまいます。そのことによって、ある程度いろんな知見が得られたり、またそれが国の規格・基準へ反映されたり、そういうことを東京都としては過去においてずっとやってきたわけです。

そういうような、今までにやってきたことを踏まえて、昨年制定した食品安全条例の中に安全性調査、それから措置勧告とか、要するに、基準ができていない段階でもすぐに対応できるような未然防止策というものを盛り込んでいるわけでございます。私ども東京都といたしましては、決して未然に防止するという考え方を単なる文言だけで終わらせるということではなくて、実践しているわけですし、この計画の中にもそういうことを盛り込んでプランを立てているわけでございます。ここの表現につきましては、今、先生方のご意見を踏まえまして、私どものほうでもう一回考えさせていただきますけれども、東京都としては、表現だけではなくて実質的にそういうことをやっているんだということは、どうかご理解いただきたいと思っております。

○丸山部会長 そうしましたら、今の多くの先生方のご意見を踏まえて、私と事務局のほうで、もう一度ここの部分については案をつくらせていただきます。2月1日でしたね、親委員会は。その親委員会の前に、この部会の委員の先生方からのご意見を聞くというプロセスを踏みたいと思うんですが、事務局のほうはそれでも時間的にはできますか。よろしゅうございますか。

そのようにさせていただいてよろしいでしょうか、ここのところは。林委員、松田委員、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。はい。

○交告委員 すいません。

○丸山部会長 交告委員、どうぞ。

○交告委員 ちょっと今、どのページにあったかわかりませんが、今の課長の説明を聞いていまして、端緒を早く酌み取るというような表現がどこかにあったと思うんですが。

○丸山部会長 事故が起きる。

○交告委員 ええ。端緒の酌み取りというのがありましたよね。

○丸山部会長 何かわかりますか。中村さん。

○交告委員 どこか表の中かな、そんなような言葉が。どこにあったのか忘れちゃったけど。

○中村食品安全担当係長 11ページのあたりに、その辺のことは若干触れてはいるんですが。

○交告委員 ええ。だから、そういうのもクロスリファレンスされていたらいいんじゃないですかね。それは今、非常に重要なことなんですよね。早く危険を酌み取るということは非常に重要なので、ここに何ページ参照とか書いて、リファレンスをされておいたほうがいいんじゃないですかね。

○丸山部会長 11ページの下の部分。

○中村食品安全担当係長 11ページの下のほうですけども、「様々な情報をいち早くキャッチし、これらを分析して」という部分ですか。

○交告委員 そうですね。

○中村食品安全担当係長 そのような基本的な考え方というのはすでにお示しをさせていただいていると考えております。

○交告委員 ええ。それを、これはここ、これはここというふうに分けないで、何ページ参照とかいうふうにして書かれたらいいと思うんですけど。

それと、すみません。もう今、座長がまとめられたことに何の異存もありませんけれども、「食品には一定のリスクが存在することを前提に」というところなんですけど、「食品の安全性については、学問研究がまだ十分でない段階では明確に断言できない部分もあることを前提に」というぐらいでどうですか。やはり学問というのは進んでいくものであって、要するに、スギヒラタケなどは、まだわからないわけでしょう。これからどんどんわかってくるわけですから、やはり学問というのは進歩する、ある段階ではわからないんだということを書いたほうがいいんじゃないかなと思います。

○小川食品監視課長 すみません、座長。

○丸山部会長 小川課長、どうぞ。

○小川食品監視課長 今、交告先生のお話の中で、私どもとしましては、科学技術の進展に対応したということを一応入れているわけなんですけれども、そういうお話でよろしかったのでしょうか。

○丸山部会長 ですから、小川課長、一定のリスクが常に存在することを前提にと、このフレーズだけでなく、もう少し先のところ、それだけ変えると、他がおかしくなってしまうから、もう少し先まで、できるだけこのアンダーラインを引いた前半のところを入れて検討いただいたほうがいいんじゃないかなということです。

○小川食品監視課長 はい、わかりました。

○丸山部会長 今、交告委員がおっしゃったのは、学問レベルの現段階ではこういうことしか言えない部分もあるのでとか、何かそうしたことを入れるとか、あるいは、どうしてもここだけで表現できないのであれば、11ページのところをレファレンスしていくようなことを試みてはどうでしょうかというご意見だったと思います。

交告先生、それでよろしいですか。

○交告委員 はい、結構です。

○丸山部会長 この5ページのところについては、そのように処理させていただきたいと思うんですが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

では、そのほかのところでも何かご意見がありましたら、いただきたいと思いますが。田近委員、どうぞ。

○田近委員 今のご意見に関連するか、もしくはまた話が飛んでしまうか、ちょっと飛んでしまったら申しわけないんですが、28ページ、30ページにおける、都民の協力の中で、「食品の特性に応じた適切な保存、調理」もしくは「食品の安全について自ら考え、正しく理解し、行動すること」等の中で、今、私の周りでいろいろ話題になっていることが、高齢者の食育というものが非常にこれからは重要になってくるのではないかなということが問題になってきております。食べることのリスクをどう高齢者に伝えていくか。

高齢者側からのお話ですと、今の、食品に関するいろんな表示がだんだん複雑化して、どんどん変わっていくことですか、あと、食品についている賞味期限、消費期限の字が小さいですか、そういう細かい問題も含めまして、食の安全がどんどん動いていく中で、自分たちが取り残されるのではないかと、高齢者みずからも守っていくべきことにどのように参加していったらいいかという問題があります。

先ほど中村さんのほうから、28ページの都民の協力の中で、適切な保存、調理ということで、購入したら速やかに食べるというようなお話もありましたが、よく食品のラベルなんかには、開封後は速やかに食べてくださいと、どの食品にも記入してありますが、例えば保存がきくようなおみそですとかつくだ煮から、腐敗が早いような、保存料の入っていない練り製品とか、そういうものを含めましてすべて一様に、ただ、開封後は速やかに食べてくださいと。高齢者からしますと、速やかに食べてくれとは一体どのぐらいの期日を言うのだろうかというような、細かい意見もあります。

ここでお話してきました食育につきましては、地域ですとか、いろいろ書いてありますが、いわゆる幼稚園ですとか小学校、学校とか、そういう子供、青年までが対象になっているようで、今まであまり高齢者の問題が出てこなかったような感じがいたしますので、これからは高齢者みずから自分で食べるリスクを考える時代でありますから、食べるリスク、その安全について、どのように伝えていくべきかということを、今後このような考えを示す場で盛り込んでいかれたらいいかなと思っております。

○丸山部会長 今の部分は、どこにそういうのを入れたほうがいいのでしょうか。

○田近委員 今の改正部分です。

○丸山部会長 そうですか。今の田近委員のご発言に対して、そうした施策なり、あるいは都民の協力というようなところを、この中ではこういうふうにご説明ができるのであれば、お願いしたいのですが。

○中村食品安全担当係長 はい。貴重なご意見、ありがとうございます。

基本的には、戦略的プラン10の「食育の推進」ということで、今、田近委員のほうから言われました、地域ですとか学校ですとか家庭ですとかで食育を進めていくという考え方を明示しております。従前、私どもも高齢者のための食品衛生というようなパンフレットを出してお配りしたこともございます。そういうステージごとの食育ということも今後、当然進めていくべきであろうと考えておりますので、その辺をプラン10の食育の推進の中でも若干明らかにしておく必要があるのかなと思います。これにつきましても、また検討させていただければと思います。

○丸山部会長 それは中村さん、新たにそこに加えてもいいというご発言ですか。

○中村食品安全担当係長 そうですね、考え方としていただけるのであれば。また、実際にそういったことも実践をしておりますので、その考え方に基づいて施策を推進していくということを明らかにすることも必要だと思います。

○丸山部会長 ページで言うと、どのページのどの部分ということになりますか。

○中村食品安全担当係長 26ページでございます、プラン10、食品の安全に関する「食育」の推進の中に、一応、「都民一人ひとりが食品の安全について考えることができる環境が整って」云々と書いてありますけれど、高齢者という特出しではなくて、各年齢層に応じたとか、そういうふうな表現を盛り込むことは可能だと思います。

○丸山部会長 それに関連して。

○池山委員 はい。

○丸山部会長 池山委員、どうぞ。

○池山委員 もっと後で発言しようと思っていたんですけども、28ページの安全な食品と安心を供給するプランのところで、今おっしゃったみたいに、都民の協力のところに、この「食品の特性に応じた適切な保存、調理、喫食などの励行」というのが入りましたけれども、これに適応した都の施策がここにはないわけですよ。要するに、この丸ぽっち三つのところに。

それで、やはり都の施策のところに、この都民の協力というものに対応したような、今おっしゃったみたいな部分をお入れになったら、うまく整合性がつくのではないかなと思うんですけども。

この三つのところと、都民の協力の二つのところは整合性があるんですけど、今回つけたところが、この都の施策でこれが対応できるかという、前の部分を読めば、それはそうですね、この図だけではやはりちょっと足りないのではないかなと思いますので、そこをちょっと入れたらどうでしょうか。

○丸山部会長 協力・連携の考え方の中にこの表があるんだから、やはりこの三つが関連していないとおかしいのではないかと。前のほうにはいろいろ出てくるんだけど、この表でそれもわかるようにしておいたほうがよろしいのではないかと、池山委員からのご指摘だと思いますが、中村さん、いかがですか。

○中村食品安全担当係長 なぜここに、「食品の特性に応じた適切な保存」うんぬんを入れたかということなんですが、このプラン自体が、安全な食品と安心を供給するプランということで、いわゆる都の施策としては、安全な食品の供給であるとか、あるいは生産情報提供というような安心情報を供給するということがあります。その受け手としての都民の方が、最終的に食品の取り扱いが悪ければ、幾ら安全な食品を供給しても事故につながるというようなことがございまして、この部分を入れました。

ただ、今、池山委員のほうからご指摘がございましたように、都の施策とリンクさせるということであれば、やはり入れ方としては、3番目の、安全をみんなで考え創設するプランというのが30ページのほうに掲げてございますけれども、やはりその中に、この食品の特性に応じた取扱いというのも入れるべきなのかなと、今考えている次第です。

○丸山部会長 そうですね、私もちょっと気がつかなくて申しわけないんですが、30ページの3のところと連動しているわけですね、今の話は。

池山委員、30ページのところでそうしたことが出てくるので、ということなんですが。

○池山委員 はい。それでいいと思います。

○丸山部会長 ほかに。松田委員、どうぞ。

○松田委員 今の28ページの図なんですけれども、これは都民……

○丸山部会長 一番下のところ。

○松田委員 そうです、下です。「都民の協力」の四角の中と、「事業者の取組」の四角の中が全く同じなんですけれども、これは何かの間違いですか。

○中村食品安全担当係長 すいません、ミスです。これは早急に入れかえます。基本的には、上の表の内容を持ってくる予定でございます。失礼いたしました。

○丸山部会長 気がつきませんでした。

○小川食品監視課長 すみません。

○丸山部会長 上の内容がここのところに入るわけですね。どうもご指摘ありがとうございます。

ほかにございましょうか。

私のほうから一つ質問なんです、先ほどの用語の解説のところの49ページに図がございませぬ。これは、この「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会というところからとったものでございませぬか。私は、これは出所をもう少しはっきりさせておいたほうがいいのではないかなと。で、こういう考え方はまた変わっていくんだから、日付も入れて、どうせこれを書くんだったら、それをしておかないとまずいんじゃないかなと。

中村さん、いかがですか、それは。

○中村食品安全担当係長 おっしゃるとおりだと思います。出所をはっきりさせた上で、訂正をさせていただきたいと思います。

○丸山部会長 この「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会というのは、厚生労働省のものですか。

○中村食品安全担当係長 そうでございます。

○丸山部会長 そうでしょうね。

○中村食品安全担当係長 はい。

○丸山部会長 ですから、それもはっきり書いて、日付を書いてというほうがよろしいかと思えます。

○中村食品安全担当係長 ありがとうございます。

○丸山部会長 ほかに、どういう角度からでも結構でございますが、いかがでございますか。あるいは、今までに、タイミングがちょっとずれたとかいうことでご発言をなさっていない方、あるいは、そういう観点でご意見がありましたら。よろしゅうございましょうか。

そうしましたら、これまで、意見を聴く会というものを含めて本日で6回、この検討部会をしてまいりまして、皆様方から大変活発に、また積極的にご意見をいただけてきました。また、事務局が精力的に調整をいただいて、このような素案ができました。今日のお話、ご意見のように、リスクというところについての宿題が一つ残ったわけでございますが、それを皆様のご意見をもう一度聞くというステップを踏んだ上で、2月1日に開催を予定しております食品安全審議会、いわゆる親会のほうに報告案というものをまとめていただくようにしたいと思っております。そんなことで、この部会のお役目を果たさせていただくことになると思えますが、皆さん、それでよろしゅうございましょうか。

それでは、今までのことを踏まえて、もう一度だけ、書面になると思うんですが、皆様のご意見なりをいただいて、親会のほうへの報告案にしたいと思っております。これまで、大変貴重で活発なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

今日の議題の1は以上にさせていただきたいんですが、今後のスケジュールということを含めて、事務局のほうからご報告があればお願いしたいと思います。

○中村食品安全担当係長 それでは、本日の資料の一番最後にスケジュール表をつけてございますので、再度ご確認させていただきたいと思えます。

本日、第6回目の検討部会ということで、若干宿題がございますが、部会の最終報告の取りまとめという形にさせていただきました。今、部会長のほうからご説明がございましたとおり、2月1日になります。第3回目の食品安全審議会を予定しております。こちらのほうに、今回の部会の検討結果を報告いたしまして、最終的な答申の取りまとめをさせていただければと思っております。

今の宿題の部分でございますが、早急に修正を行いまして、部会長にご確認いただきました後、また速やかに各委員の皆様の方にはお送りしたいと思います。

非常に直近で、慌しいスケジュールになったかと思いますが、ご意見等あれば、また事務局のほうにお寄せいただきまして、部会の報告という形の取りまとめをしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○丸山部会長 それでは、本日の議題は、予定しておりましたものは以上でございます。どうも、今までのご協力ありがとうございました。本日は、これで終わらせていただきたいと思っております。

では、マイクを事務局のほうにお願いいたします。

○小川食品監視課長 部会長はじめ、皆様方には大変貴重なお時間をいただきまして、ご意見をいただきました。本当にありがとうございました。今ご意見いただいた部分につきましては、部会長と相談し、必要な修正を行いまして、委員の皆様方に再度送らせていただきまして、調整をさせていただきます。それを踏まえて、2月1日の答申のほうへ進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、本日の検討部会の閉会に当たりまして、中井健康安全室長から一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○中井健康安全室長 本日は、早朝から長時間にわたり熱心にご討議いただきまして、ありがとうございます。皆様方には、8月11日の第1回検討部会から5か月にわたりまして精力的にご審議をいただきましたことに、重ねて感謝申し上げます。これまでに、意見を聴く会を含めて6回の検討部会が開催されました。各界を代表される皆様方に熱心にご審議いただきましたことは、今後、食品の安全確保を関係者の協力のもとに推進していく上で、その道筋となる重要な意味を持つものと考えております。本日、検討部会として一部宿題は残りましたが、ご報告いただきましたことに、丸山座長をはじめ、部会の皆様に、この場をおかりいたしまして感謝申し上げます。

本日いただきましたご報告は、2月1日に開催を予定しております審議会へ報告させていただきたいと存じます。検討部会の皆様には、ご多忙のところ、再度こちらにご足労いただきますが、引き続き審議会でのご審議、よろしくお願いいたします。

今後とも、都における食品安全諸施策の充実・発展に、変わらぬご協力をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

○小川食品監視課長 それでは、若干時間が残りましたが、今日の部会はこれで閉会したいと思います。本当にありがとうございました。

— 了 —